

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 熊本市九州自然歩道利用拠点施設
- 2 指定管理者 熊本市西区河内町岳 1 1 9 2 番地  
九州自然歩道利用拠点施設管理委員会  
会長 今村 秀寿
- 3 指 定期間 自 令和 5 年 4 月 1 日  
至 令和 8 年 3 月 3 1 日

(提出理由)

熊本市九州自然歩道利用拠点施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。